



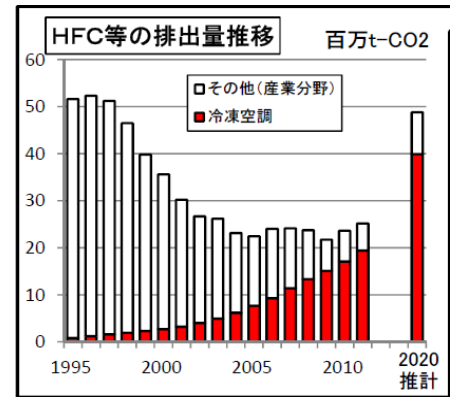
# フロン排出抑制法 に関するお知らせ

平成27年4月1日から、業務用エアコン等で冷媒として使用されているフロン類を規制するフロン排出抑制法（旧：フロン回収・破壊法）が施行され、業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器を所有（管理）している方は、『定期点検』などを実施することが新たに義務付けられます。

## 法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類（HFC等）の機器使用時等に排出される量が、10年後には現在の2倍以上となる見通しです。

このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。



## 法改正で誰が対象になるの？

**第一種特定製品** の **管理者** が対象となります。

フロン類を使用した機器のうち、第一種特定製品にあたる業務用の冷凍空調機器の管理者は、法に基づき、管理の適正化に努めることが必要になります。

### 第一種特定製品って？

冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。

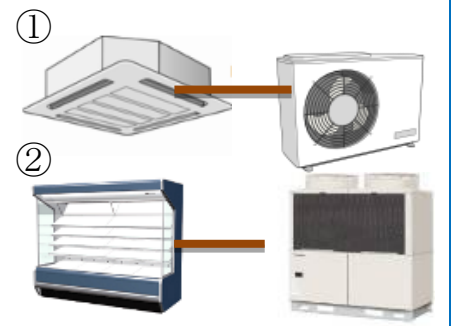
#### ① 業務用の空調機器（エアコン）

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、スポットエアコン 等

#### ② 業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット 等

機器の構成イメージ



お持ちの機器に「**第一種特定製品**」や「**フロン回収・破壊法対象製品**」と表示があれば、法の対象です。

(注)平成14年以前の機器には、これらの表示がない場合があります。その際は、メーカーや点検業者にお問い合わせ下さい。

パッケージエアコン **(第一種特定製品)**  
型式： ABCD0000ACD

電源 : 3Φ 200V  
圧縮機出力 : 15kW  
冷媒 : R410 9.0kg  
冷房能力 : 45.0kW

株式会社〇〇電器  
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

### 管理者って誰のこと？

当該製品の所有権の有無、もしくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態 (例)	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者 (建物のオーナー)

## 管理者が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品の規模によって、管理者は下表のように『機器の定期点検』『点検の記録・記録の保存』等を行う必要があります。

	機器の点検	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の管理者	簡易定期点検	○	○ (機器を廃棄するまで記録も保存)	○ (1事業者1,000t-CO2以上漏えいの場合)
一定規模以上の管理者	簡易定期点検＋有資格者※ <sup>1</sup> の定期点検			

有資格者による点検が必要となる規模の分かれ目は？

管理する第一種特定製品の機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力<sup>注1</sup>が7.5kW以上かどうかです。

- 注1
- ・対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。
  - ・ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」に読み替えます。

## 点検ってどんな内容なの？

点検は漏えい防止を目的に行われ、「定期点検」、「簡易定期点検」の二種類があります。管理者に求められる点検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

点検種別	対象機器と規模	点検頻度	点検方法
簡易定期点検	全ての機器	四半期ごと (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)	目視確認等 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き 等
定期点検	空調機器 50 kW以上 (中央方式エアコン 等)	年に1回	有資格者※ <sup>1</sup> による ①目視確認等 ②間接法 ・機器の運転状況などの記録などから判断 等 ③直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認 等
	7.5～50 kW (ビル用マルチエアコン 等)	3年に1回 <sup>注3</sup>	
	冷凍機器 冷蔵機器 7.5 kW以上 (冷凍冷蔵ユニット 等)	年に1回	

注3 3年に1度以上の定期検査とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。このため、法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いいたします。

※1 有資格者... 運用の手引きで詳細を確定予定。冷媒フロン取扱技術者や一定の資格を有し点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者、十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者などが予定されています。

## 点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要 となります。

〔記録事項〕

- ✓ 管理者・点検実施者・修理実施者・第一種フロン類充填回収業者<sup>※2</sup>の名称・氏名
- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✓ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ✓ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量 など

〔記録の保存期間〕

当該機器の廃棄まで保存

〔点検記録簿の例〕

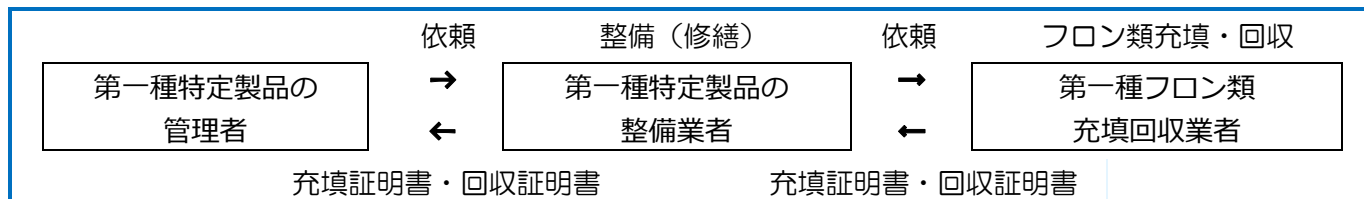
国から点検記録簿のひな型が公開される予定です。

## フロン類の漏えいが確認されたら(機器の整備)

管理者は、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、修繕を行います<sup>注4</sup>。

フロン類の充填や回収は、県知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収業者」が行います。修繕終了を確認する際、フロン類の「回収証明書」や「充填証明書」を受け取り、保管するようにしてください。

【整備の流れの例】



注4 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

## 算定漏えい量の報告

管理者は、漏えいしたフロン類の量を、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を基準にした地球温暖化係数(GWP)<sup>注5</sup>で換算し、漏えい量を計算します。この計算により、1,000トン以上の漏えい(店舗やオフィス、事業所単位ではなく、事業者としての合計)があったときには、事業所管大臣(管理者の行っている事業を所管している大臣)への報告が必須です。

注5 地球温暖化係数は、国により公表される予定です。

【算定漏えい量の求め方】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{算定漏えい量} \\ \hline \text{(単位: CO}_2\text{ トン)} \\ \hline \end{array} = \left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{充填量} \\ \hline \text{(単位: kg)} \\ \hline \text{※充填証明書で確認} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{回収量} \\ \hline \text{(単位: kg)} \\ \hline \text{※回収証明書で確認} \\ \hline \end{array} \right] \times \text{GWP}$$

※冷媒毎に定められたCO<sub>2</sub>トンに換算する為の係数



※2 第一種フロン類充填回収業者... 法の施行と同時に、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。福岡県に登録されている当該業者のリストはホームページで公開しています。

## 第一種特定製品の廃棄時の対応

第一種特定製品の廃棄時には、フロン類を適切に回収しなければなりません。県内で行うフロン類の回収は、県知事に登録のある第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができる行為です。

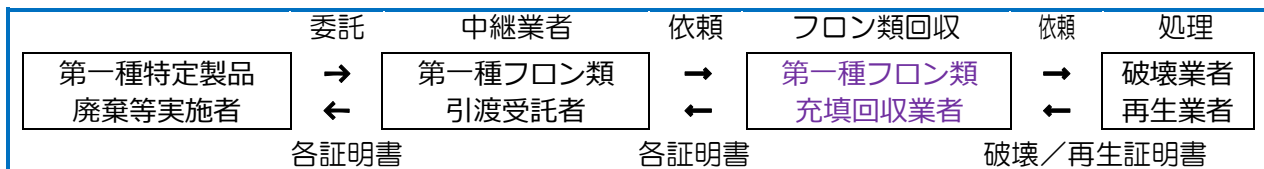
フロン類が確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

### ■第一種特定製品を廃棄する際には...

- ◇機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に引き渡してください。
- ◇回収を依頼する書面を交付、その写しを3年間保管してください。
- ◇第一種フロン類充填回収業者から交付された、引取証明書を3年間保存してください。
- ◇第一種フロン類充填回収業者から回付された、破壊証明書もしくは再生証明書でフロンが処理されたことを確認してください。
- ◇フロン回収破壊に係る費用負担をお願いします。

行程管理票  
で管理

### 【廃棄の流れの例】



## まずはココを確認！

1. お持ちの冷凍冷蔵機器やエアコンが、法の対象機器かを確認しましょう。
2. 機器の所在、圧縮機の能力、フロン類の冷媒番号・充填量を把握しましょう。



機器に貼られた表示  
をチェック！  
汚れたり、剥れてわ  
からない場合は、メ  
ーカ―や点検業者に  
お尋ねください。

パッケージエアコン（第一種特定製品）  
型式：ABCD0000ACD

電源 : 3Φ 200V  
圧縮機出力 : 15kW  
冷媒 : R410 9.0kg  
冷房能力 : 45.0kW

株式会社〇〇電器  
連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※機器の把握が出来たら、基準に合わせて適切に管理しましょう！

